

2019年11月6日

令和元年台風第19号に関する確定拠出年金掛金納付の特例措置について

このたびの令和元年台風第19号で被災された皆さまおよび関係者の皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りいたします。

確定拠出年金の掛金納付に関する特例措置につきまして、概要をお知らせいたします。

1. 企業型確定拠出年金の掛金納付に関する特例措置

被災された地域に関する事業主掛金および企業型年金加入者掛金の納付を令和元年10月12日以降に予定している場合、当該納付期限を「厚生労働大臣が別に定める日^(※1)の前日までの間」に延長することができるようになりました。

(※1)「厚生労働大臣が別に定める日」は別途通知がなされる見込みです。

(1) 特例措置が適用される対象地域（指定地域）

岩手県	久慈市、下閉伊郡普代村
宮城県	角田市、伊具郡丸森町
福島県	郡山市、いわき市、須賀川市、田村市、東白川郡矢祭町、石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ1丁目から2丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町、久慈郡大子町
栃木県	栃木市、佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西1丁目から2丁目まで、葛生東1丁目から2丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町
長野県	長野市のうち赤沼、大町、合戦場1丁目から3丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内、千曲市のうち雨宮、粟佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉1丁目、上山田温泉3丁目、杭瀬下、杭瀬下1丁目から6丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮

(2) 特例措置の対象となる掛金

令和元年10月12日以降に納付期限が到来する以下の事業主掛金及び企業型年金加入者掛金

- ・上記(1)に定める指定地域（以下「指定地域」）に所在地を有する実施事業所の事業主が納付する事業主掛金
- ・指定地域に住所を有する企業型年金加入者、または指定地域に所在地を有する実施事業所の事業主を介して企業型年金加入者が納付する企業型年金加入者掛金

(3) お問い合わせ先

【事業主様】 損保ジャパン日本興亜DC証券 お客様サービス部 Tel : 03 (5326) 1416

営業時間 : (平日) AM9:00~PM5:00

【加入者様】 損保ジャパン日本興亜DC証券 アンサーセンター Tel : 0120 (401) 648

営業時間 : (平日) AM9:00~PM8:00、(土日・祝日) AM9:00~PM5:00

* 年末年始、5/3~5/5、メンテナンス日を除く

2. 個人型確定拠出年金の掛金納付に関する特例措置

被災された個人型確定拠出年金加入者に係る加入者掛金および中小事業主掛金の納付が困難な場合、加入者掛金および中小事業主掛金の納付を一時停止し、停止期間中の加入者掛金および中小事業主掛金を後日まとめて納付することができるようになりました。

詳細につきましては、iDeCo 公式サイト^(※2)をご参照ください。

(※2) iDeCo 公式サイト「お知らせ」2019/11/1 <https://www.ideco-koushiki.jp/news/>

(1) 特例措置が適用される対象地域 (指定地域)

岩手県	久慈市、下閉伊郡普代村
宮城県	角田市、伊具郡丸森町
福島県	郡山市、いわき市、須賀川市、田村市、東白川郡矢祭町、石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ1丁目から2丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町、久慈郡大子町
栃木県	栃木市、佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西1丁目から2丁目まで、葛生東1丁目から2丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町
長野県	長野市のうち赤沼、大町、合戦場1丁目から3丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内、千曲市のうち雨宮、粟佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉1丁目、上山田温泉3丁目、杭瀬下、杭瀬下1丁目から6丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮

(2) 特例措置の対象となる方

- ・ 上記(1)に定められた指定地域(以下「指定地域」)に住所を有する個人型確定拠出年金加入者
- ・ 第2号加入者が事業主払込を行う場合であって、当該加入者を使用する事業主が指定地域に住所を有する場合、当該第2号個人型確定拠出年金加入者
- ・ 指定地域に住所を有し、中小事業主掛金納付制度を実施している中小事業主



(3) 特例措置の対象となる掛金

- ・ 申出日以降に納付日が到来する加入者掛金または中小事業主掛金（申出日において、既に納付済みの掛金を除きます）で、国民年金基金連合会が別に定める日^(※3)の前日までに納付するものとされる掛金

(※3)「国民年金基金連合会が別に定める日」は別途通知がなされる見込みです。

(4) お問い合わせ先

【事業主様】国民年金基金連合会 確定拠出年金部 Tel : 0570 (003) 105

営業時間 : (平日) AM9:00~PM5:00

【加入者様】損保ジャパン日本興亜DC証券 アンサーセンター Tel : 0120 (401) 648

営業時間 : (平日) AM9:00~PM8:00、(土日・祝日) AM9:00~PM5:00

* 年末年始、5/3~5/5、メンテナンス日を除く

以上